五　募入決定の方法

イ　利回り競争入札発行　各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　利回り競争入札発行　額面金額で四千九百九十三億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千三百七十四億三千二百二十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四百七十億七千二百三十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千百四十七億九千五百四十万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で六百四十五億円

七　払込金額

イ　利回り競争入札発行　四千七百五十八億三千二百九十万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　六百十四億六千八百五十万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年七月二十七日

十一　発行価格　額面金額百円につき九十五円三十銭

十二　利率　年〇・九パーセント

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額\times\frac{0.9}{100}\times\frac{129}{365}$$

十四　初期利子　平成二十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.9}{100}\times\frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成六十九年三月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年七月二十七日

○財務省告示第二百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年七月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百二十六回、第三百二十九回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十四回、第三百三十八回及び第三百四十三回）、利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第五十九回、第六十四回、第六十五回、第八十二回、第九十回、第九十四回、第九十五回、第九十六回、第九十九回、第百回、第百一回、第百二回、第百四回、第百五回、第百十七回、第百二十五回、第百二十八回、第百三十回及び第百三十一回）及び利付国庫債券（三十年）（第五回、第六回及び第八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で五千四百六十七億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　六千二百二十六億五千百五十七万八千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年七月二十五日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+表面利率\times残存年数}{1+\left(\frac{第十七号に規定する利回り-募入利回り格差}{100}\right)\times残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

十三　経過利子の払込み　各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2